

令和2年5月5日

林業・木材産業関係団体 様

岐阜県林政部長

新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されました。

このような状況を踏まえ岐阜県では、現在、県下全域を対象とし、4月18日から5月6日までの間実施している、県民の皆様に対する、同法に基づく外出自粛の要請や適切な感染防止対策の協力要請等を5月31日まで延長することとなりました。

林業・木材産業関係事業者の皆様につきましては、事務所・工場・作業場が、同法第24条等に基づく「社会生活を維持するうえで必要な施設」に該当すると思われますので、貴団体におかれましては、改めて別紙1の内容を会員事業者の方々に周知いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、施設の使用制限の協力を要請する団体に対しましては、別紙2のとおり通知されておりますのでご承知おきください。

また、緊急事態宣言の延長に伴う、知事からの県民の皆様へのメッセージもお送りいたしますので、併せて周知のご協力をお願いいたします。

所 属	岐阜県林政部林政課		
担当係長	小木曾	担当	中野
T E L	058-272-8470(直通)		
E-mail	c11511@pref.gifu.lg.jp		